

北上文化プラザ

ご案内



令和6年4月1日版

	三島市立北上公民館	北上市民サービスコーナー
電話	055-987-5950	055-987-8080
FAX	055-989-1349	
開館日時	火～土曜日 午前9時～午後9時 日・月曜日・祝日 午前9時～午後5時	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 土曜日 午前8時30分～正午
休館日	年末年始(12/28～1/3)	日曜日・祝日 年末年始(12/29～1/3)

案内図



《交通のご案内》

§ バス

○三島駅南口 3 番乗り場から「きたつえ号」で約 26 分 (約 1 時間間隔で運行)
運賃: 大人(中学生以上) 200 円
小学生 100 円、未就学児無料

○三島駅南口 2 番乗り場から富士急シティバス御殿場駅行等「萩芙蓉台バス停」下車 徒歩約 5 分

§ 駐車場

○自動車収容台数: 95 台
○自転車・バイク置場有

北上文化プラザ 〒411-0045 三島市萩 3 1 2 番地

§ 北上公民館 §

- ◆北上公民館では、女性学級、実年学級、成人教室、少年教室など様々な講座を開催しています。
- ◆公民館を利用し、自発的、自主的に学習意欲をもつグループの仲間作りや活動を支援しています。

●施設案内

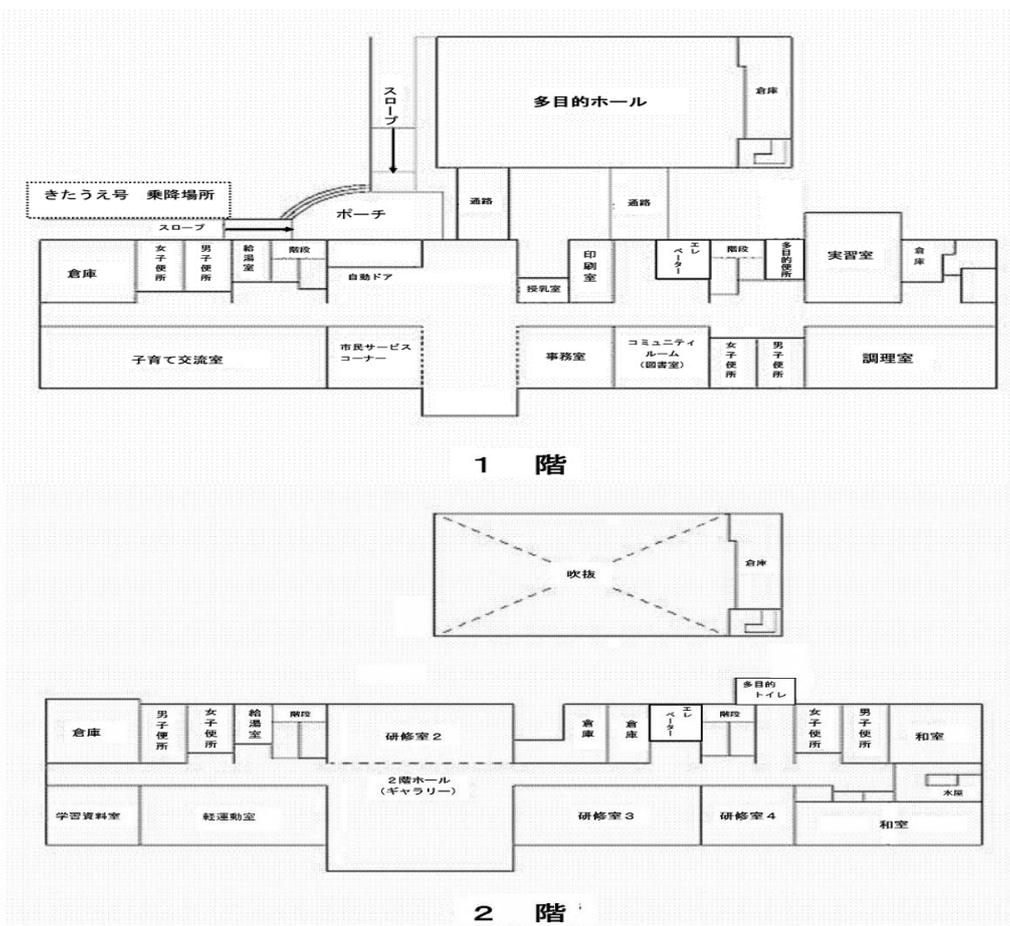
	室名	広さ (㎡)	定員	設備等	貸室
1階	多目的ホール	200	100	机 22台、椅子100脚、ピアノ、卓球台	○
	実習室	43	30	備付机7台、椅子30脚、注1)	○
	調理室	60	30	調理台5台、椅子30脚、注1)、注2)	○
	子育て交流室	90	—	絵本コーナー併設	×
	図書室兼コミュニティルーム	30	32	本の貸出、利用者の打合せ、注2)	×
	印刷室	14	—	有料コピー機、有料印刷機、裁断機	設備○
2階	軽運動室 (カーペット敷)	60	16	椅子10脚、靴下を履いての活動のみ可、注3)	○
	研修室2	60	32	机16台、椅子32脚、注3)	○
	研修室3	60	32	机16台、椅子32脚、注2)	○
	研修室4	30	12	机 6台、椅子12脚、注2)	○
	和室	74	24	25畳 (茶室仕様)、12畳、座卓、注3)	○
	学習資料室	30	8	机 4台、椅子8脚、注1)、注2)	×
	ホール (ギャラリー)	110	—	展示使用または研修室2と一体利用可	要相談

注1) 食事可。

注2) 楽器の演奏、歌唱、音楽をかけるなど音の出る活動は不可

注3) 楽器の演奏、歌唱は不可

●館内図



●貸出施設の使用について

- ・受付期間…使用日の属する月の3ヶ月前(1日が土日月祝の場合は次の開館日)から使用日の3日前まで
- ・受付時間…午前9時～午後5時(日曜日・祝日・インターネット申請を除く)
- ・団体登録…公民館を使用するには、団体登録が必要です。
5名以上の団体(うち半数以上が三島市在住・在勤)
ただし、多目的ホールを使用して活動する団体については、10名以上(うち半数以上が三島市在住・在勤)の団体となります。
※団体登録の際に会員名簿・活動内容調査用紙をご提出いただきます。
- ・使用申請…団体登録が承認された後、使用申請書をご提出ください。
電話・FAX等での受付はしておりません。
インターネット申請を初めて利用する場合は公民館事務室で利用者登録が必要です。
使用を承認したときは、使用承認書を交付します。
- ・使用当日…部屋の使用前に使用承認書を公民館事務室へご提示ください。
使用終了後、部屋の片付け・掃除をし、使用報告書の提出をお願いします。

●使用時間区分

	午 前	午 後	夜 間
火～土曜日	9:00～12:00	※13:00～17:00	18:00～21:00
日・月曜日・祝日	9:00～12:00	※13:00～17:00	

◆1団体につき、ひと月2コマまで使用可。

(同一時間コマ内で複数施設の使用可。)

◆使用時間には、準備や片付け、使用後の清掃等すべてに要する時間を含みます。

※多目的ホールのみ、午後の使用が13～15時(1コマ)、15～17時(1コマ)になっています。

●使用の中止または変更について

- ・他の団体が使用できるよう、できるだけ早くお申し出ください。
- ・使用承認書をお持ちの上、公民館事務室で中止(変更)申請書を記入し、ご提出ください。
- ・中止の場合のみ、FAX・メールでの中止(変更)申請書の提出を受付いたします。

●使用を承認できない場合

- ・社会教育法第20条に規定する公民館の目的に反すると認めるとき。
- ・施設又は附属設備を損傷する恐れがあると認めるとき。
- ・その他北上公民館の管理及び運営上支障があると認めるとき。

●使用承認を取消す場合

- ・上記に掲げる使用を承認できない事由が生じたとき。
- ・使用承認の際に付された条件に違反したとき。
- ・偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

●権利譲渡の禁止について

- ・使用の権利を他の人に譲ったり、転貸したりすることはできません。
- ・承認を受けた目的・内容以外には使用できません。

●お願いとご注意

- ・指定の場所以外での食事(おやつを含む)はご遠慮ください。
- ・敷地内全面禁煙です。
- ・館内及び敷地内では、寄付金品の募集、物品の販売、広告、宣伝等はできません。
- ・管理及び運営上必要がある場合、入館を制限することがあります。

§ 北上市民サービスコーナー §

- ◆北上市民サービスコーナーでは、市民課で発行する住民票、印鑑証明、戸籍に関する証明書のほか、課税課で発行する課税証明書などの交付申請ができます。
- ◆申請者が代理人のときは、委任状が必要になります。
- ◆申請者の本人確認ができる書類（運転免許証・マイナンバーカード等）をお持ちください。

市民サービスコーナー問合せ先 TEL987-8080

●交付申請できる証明書

証明書の種類	平日	土曜日	料金
住民票の写し	○※2	○※1	300円
住民票記載事項証明書（各種年金受給者現況証明書含む）	○※2	○※1	300円
印鑑登録証明書（印鑑登録証をお持ちください）	○	○	300円
戸籍の全部・個人事項証明書〈戸籍謄本・抄本〉	○※4	○※4	450円
除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本	○※4	×	750円
戸籍の附票	○※4	×	300円
身分証明書（本人以外は委任状が必要です）	○	×	300円
課税（所得）証明書	○※2・5	×	300円
市県民税非課税証明書	○※2	×	300円
固定資産評価証明書	○※3	×	300円から
固定資産評価通知書（法務局・司法書士の通知依頼書をお持ちください）	○	×	無料
固定資産公課証明書	○※3	×	300円から
納税証明書	○※3	×	300円
納税証明書（車検用）（車検証のコピーをお持ちください）	○	×	無料

- ※1 本人または同一住所・同一世帯の人のみ
- ※2 本人または同一住所の人のみ
- ※3 本人または同一世帯の親族のみ（三島市在住に限る。市外の方は委任状が必要となります）
- ※4 本人またはその配偶者、直系尊属・直系卑属（祖父母・父母・子・孫など）のみ
- ※5 課税課で申告が必要な場合があります

◆証明書について、詳しくは下記へお問い合わせください。

住民票・印鑑証明・戸籍の問合せ先	市民課 TEL：055-983-2602
税に係る証明書の問合せ先	課税課 TEL：055-983-2625

●土曜日の業務の制限について

- ・土曜日は、委任状による取り扱いができません。
- ・土曜日は、現在の住民票の写しのみ発行となります。
※改製原住民票（改製する前の氏名や住所などの履歴が記載された住民票）・除票（転出や死亡により除かれた住民票）については発行できませんので、ご注意ください。

【子育て交流室】

- ◆対象者…未就学児とその保護者
- ◆使用時間…午前9時～午後5時
- ◆絵本コーナー併設

